

平成 26 年 5 月 30 日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部

有限会社たまやが輸入したジェットバスの 技術基準違反について（注意喚起）

有限会社たまや（沖縄市知花 4-35-13）が中国から輸入・販売した FOSHAN AILIHUA SANITARY WARE CO. LTD 社製浴槽用温水循環器（ジェットバス）について、消費生活用製品安全法で求めている技術基準適合性確認等の義務を怠り（吸入口の吸込み力が基準値を超えている）、PSCマーク未表示の製品を販売した違反が判明しました。

内閣府沖縄総合事務局経済産業部としては、不適合の内容が吸入口に髪の毛が吸い込まれるような事故につながるおそれがあるものであることから、当該製品の使用者の方々に対し、直ちに使用を中止していただくよう注意を呼びかけます。

1. 経緯

消費生活用製品安全法の特別特定製品（浴槽用温水循環器）について、（有）たまやがPSCマーク無表示で販売している旨の情報提供に基づき、同社社長（当時）に事実関係について確認したところ、当該製品が消費生活用製品安全法で定める特別特定製品に該当することが判明したため、平成25年12月24日、当該製品の技術基準適合性についての報告を求めました。

同社が輸入・販売している製品のうち、「FOSHAN AILIHUA SANITARY WARE CO. LTD 社製 Massage Bathtub（型番：G9010-150）」（以下、「対象製品」という。）について、同社が登録検査機関に検査を依頼したところ、毛髪を吸い込む力が基準値を超えていること等技術基準への不適合が改めて明らかになり、平成26年5月28日、同社から当局に対し、検査結果が不適合であったこと、また、同年5月22日をもって（有）たまやを解散したとの報告を受けました。

同社が解散したため、既に販売された技術基準不適合製品について、消費者被害の拡大を防止するため、製品の回収等の必要な対応を同社に求めることが困難となったため、現在のところ当該製品における事故等の報告はありませんが、今般、緊急に注意喚起を行うことといたしました。

2. 販売状況

同社社長（当時）からのこれまでの聴取によれば、平成18年頃から「FOSHAN AILIHUA SANITARY WARE CO.LTD 社製 Massage Bathtub」の輸入・販売を開始し、沖縄県内において70台程度販売されています。

3. 対象製品同等品（型番：G9010）の外観



4. 対象製品以外に同社が輸入・販売したと思われる「FOSHAN AILIHUA SANITARY WARE CO.LTD 社製 Massage Bathtub」の外観及び型番

		
型番：G9007	型番：G9008	型番：G9009
		
型番：G9011	型番：G9025	型番：G9028

【本件に関する問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局

経済産業部 商務通商課 消費経済室長 小渡

担当者： 山口

電 話： 098-866-1741（直通）